

入札監理小委員会における審議の結果報告 海洋環境における放射能調査及び総合評価事業

原子力規制庁の海洋環境における放射能調査及び総合評価事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本事業は、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において、新規事業として選定されたものであり、民間競争入札としては 1 回目である。

事業内容としては、原子力施設沖合の主要漁場等において、海産生物、海底土及び海水の放射能調査を実施し、海洋中の放射能の把握及び評価を行い、漁場の安全の確認をすること等を目的とする事業である。

民間競争入札前より 1 者応札であり、競争性の確保が課題となっている。

2. 確保されるべき質の設定について

【論点 1】質の設定において、事業目的を評価できるような質の設定を入れるべき。

【対応 1】関係団体等への放射能調査結果の説明の際にアンケート調査を行い、当該アンケートの満足度の結果を確保されるべき質の設定として追加した。（資料 9 - 2 P13-14、P30-31）

3. 従来の実施状況に関する情報の開示について

【論点 1】従来の実施に要した経費について、委託費の合計額を記載しているが、委託費の内訳の情報を開示すべき。

【対応 1】委託費の内訳について、詳細な情報を開示するよう修正した。（資料 9 - 2 P26）

【論点 2】従来の実施に要した人員に記載されている結果説明会等について、回数などの詳細な情報を開示すべき。

【対応 2】説明の場所及び箇所数について情報を開示するよう修正した。（資料 9 - 2 P27）

【論点 3】従来の実施に要した施設及び設備について、現在の受託者が従来より所有していた施設及び設備であれば、当該事業に必要な施設及び設備と誤解を招く恐れがあるため、記載を削除すべき。

【対応 3】施設及び整備情報を削除した。

4. パブリックコメントの結果と対応について

平成 27 年 11 月 11 日から 11 月 25 日まで意見募集を行ったところ、3 者から 37 件の意見が寄せられた。

対象公共サービスの詳細な内容などの分かり難い表記及び誤記等について、所要の修正を行った。

以上